（様式第１号）

阿南町里山整備方針

平成３１年１月制定（令和５年３月変更）

１　目的

|  |
| --- |
| 　阿南町において、森林づくり県民税を活用した「防災・減災」のための森林整備を効果的に進めるため、里山の整備方針を定める。 |

２　里山整備方針作成にあたっての基本的な考え方

|  |
| --- |
| 　阿南町の集落周辺に広がる里山は、古くは地域の共有林として管理され個人分割された森林が多く、燃料革命以降、森林の燃料としての利用が低下したことに伴い、整備が行き届かず放置された森林が目立つようになっている。　森林所有者の山離れも深刻で、このまま放置すれば倒木や山崩れなど災害の発生を誘因することも懸念される。　このため、県から提示された科学的な知見等に基づく優先整備箇所を基本としつつ、阿南町地域防災計画等に基づき「防災・減災」の観点から優先的に整備を実施すべき箇所を明らかにして、平成30年度から令9年度までの10か年間で森林づくり県民税を活用した「防災・減災」のための里山の整備を推進する。 |

３　対応方針

|  |
| --- |
| 　県から提示された科学的な知見等に基づく優先整備箇所について、現地調査等による点検を行い、必要性及び実行の確実性等を勘案して優先整備箇所として選定する。　また、これ以外にも、災害の履歴のある森林及び阿南町地域防災計画で定める土砂災害危険個所において、整備を実施すべき森林を優先整備箇所として選定するとともに、これら優先整備箇所と一体的に整備を実施することで効率的な森林整備が可能な場所を対象に、里山整備方針を作成する。　あらせて、住民の生活に影響を与える影響が大きいライフライン（電線、鉄道、道路、水道施設、用水路）の保全を図る。 |

４　図　面

　　別添のとおり

（優先整備箇所、ライフライン等保全対策を実施した個所及び里山整備利用地域の認定地域を

図示したもの。縮尺、着色は任意）

５　里山整備方針付属一覧

　　別紙（様式第２号）のとおり